

被災された事業主、労働保険事務組合の皆様へ

労働保険料等の申告・納付等の期限延長措置の終了について

熊本県に所在する事業場の事業主及び労働保険事務組合の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての期限を延長しておりましたが、その申告・納付期限については、別紙のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、この期日以降においても納付が困難な場合は、申請によって更に納付期限が延長される場合があります。

納付の猶予の申請に必要な [「労働保険料等納付猶予申請書」](#) 及び [「被災明細書」](#) は、熊本労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、こちらからダウンロードすることも可能です。

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

熊本労働局労働保険徴収室

〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階

TEL 096-211-1702

FAX 096-323-3662

被災された事業主、労働保険事務組合の皆さまへ ～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限の指定についてのお知らせ

熊本県に所在する事業場の事業主及び労働保険事務組合の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限を延長していましたが、その申告・納付期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

- (1) 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町を除いた地域
- (2) 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町

【延長後の申告・納付期限】

- (1) の地域について
平成28年11月30日（水）
- (2) の地域について
平成28年12月16日（金）

【対象となる労働保険料など】

- (1) の地域について
平成28年4月14日から平成28年11月29日までに申告・納付期限が到来する労働保険料・一般拠出金
- (2) の地域について
平成28年4月14日から平成28年12月15日までに申告・納付期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続きは、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。


※ 延長後の申告・納付期限までに労働保険料・一般拠出金を納付することが困難な事業主は、申請によって納付期限が更に延長される場合があります。

2. 納付の猶予 ※申告手続きと合わせて、申請が必要です

熊本地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。 ※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。